

奈良県告示第五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年五月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
佐野整形外科医院	桜井市大字粟殿八の五	平成二十七年十二月三十一日
南和広域医療企業団五條診療所	五條市野原西六丁目一番一八	平成二十九年三月三十一日
医療法人三橋医院	大和郡山市茶町二四番地の一	平成三十年三月三十一日